

SMBC NEWS



2017年3月1日

上海市、地域本部設立の奨励政策を改訂

上海市人民政府は2017年1月27日付で「改訂後の〈上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定〉印刷・公布に関する通知」（滬府発[2017]9号、以下「本規定」）を公布しました。

本規定は、上海市による多国籍企業の地域本部の誘致に関する規定を改定・統合したもので、「本部型機構」の奨励対象への追加や、地域本部の認定条件の変更などを定めています。本規定の有効期間は、2017年2月1日から2022年1月31日の5年間です。

また、本規定により、従来の奨励に関する規定（滬府発[2011]98号）は改訂（2016年12月19日失効）、具体的な補助金等を定めた追加規定（滬府弁発[2012]51号・滬商外資[2014]348号、いずれも当初有効期限2017年6月30日）は廃止されました。新たな補助金等の具体的な実施弁法については、関連部門による制定・公布を待つ必要があります。

※ 上述の旧規定は、SMBC NEWS【2012】03号・45号、【2014】46号ご参照

〈本規定の概要・旧規定からの変更点〉（本規定による変更点は青字）

	多国籍企業地域本部	多国籍企業本部型機構
根拠規定	滬府発[2017]9号（本規定）	
旧規定	滬府発[2011]98号（今回改訂） 滬府弁発[2012]51号（今回廃止）	滬商外資[2014]348号（今回廃止）
定義	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 投資性公司・管理性公司の事業内容など具体的な定義を削除（ただし、地域本部は投資性公司・管理性公司等の組織形態が必要との文言は変更なし） ◇ 地域本部が従事可能な業務範囲（経営・管理・サービス活動）の記載を削除 	◇ 変更なし
業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外で登記された親会社が上海市で設立し、投資あるいは授権の形式で一つの国家以上の区域内の企業に対して管理およびサービス機能を履行する唯一の総機構 ・ 外商独資の投資性公司・管理性公司等の独立法人資格を有する企業組織の形態により、上海市に設立しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多国籍企業地域本部の基準に未到達 ・ 国外で登記された親会社の一つの国家以上の区域内の管理方針決定・資金管理・仕入・販売・物流・決済・研究開発・トレーニング等のサポートサービスの複数の機能を実際に担当する外商独資企業（分支機構を含む）

SMBC NEWS



<p>認定条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス業の場合、親会社の総資産基準を4億米ドルから3億米ドルへ引下げ ◇ 最低登録資本200万米ドルの要求対象を今後は「管理性公司」に限定せず <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立法人資格を有する外商独資企業 ・ 親会社の資産総額4億米ドル以上、<u>サービス業分野の場合は同3億米ドル以上</u> ・ 親会社による中国国内の累計払込済み登録資本の総額1,000万米ドル以上かつ親会社が管理を授権する中国国内外の企業3社以上、あるいは親会社が管理を授権する中国国内外の企業6社以上 <p>(基本的に前述の条件に適合しており、所在地区の経済発展に突出した貢献をしている場合、事情を考慮した認定が可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録資本200万米ドル以上 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 中国国内で投資・設立済の企業数を3社から2社へ調整 ◇ 高級管理人員の常駐・経営場所の面積・管理職能を有する従業員数の要求を削除 ◇ 最低登録資本(分支機構の場合は本社による運営資金の支払要求)を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立法人資格を有する外商独資企業あるいはその分支機構 ・ 親会社の資産総額2億米ドル以上で、<u>中国国内で投資・設立した外商投資企業2社以上</u>、うち1社以上は上海で登記 ・ <u>登録資本200万米ドル以上、分支機構の形態により設立する場合、本社が支払う運営資金200万米ドル以上</u>
<p>申請資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 旧要求の「親会社の法定代表者が署名」を「親会社の授権署名者が署名」に変更 ◇ 験資報告(出資払込検査報告)を削除、備案受領書を追加 ◇ 高級管理人員の任命書・履歴書・身分証明書等を削除 ◇ 親会社の直近一年度の監査報告を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 旧要求の「親会社の法定代表者が署名」を「親会社の授権署名者が署名」に変更 ◇ 験資報告(出資払込検査報告)を削除、備案受領書を追加 ◇ 高級管理人員の任命書・履歴書・身分証明書等を削除 ◇ 経営場所の取得証明を削除 ◇ 運営管理職能への従事者の名簿を削除 ◇ 本社支払の運営資金の証明書類を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社の法定代表者が署名した申請書 ・ <u>親会社の授権署名者が署名した多国籍企業の地域本部あるいは本部型機構の基本的機能に関する授権書類</u> ・ 会社の批准証書(あるいは備案受領書)・営業許可証(全て写し)。本部型機構が分支機構の場合、上海支社の営業許可証(写し)・<u>本社が支払った運営資金の証明書類も提出</u> ・ <u>親会社の直近一年度の監査報告</u> ・ 親会社の中国国内の投資企業の批准証書(あるいは備案受領書)・営業許可証(全て写し) ・ 法律・法規および規則により提出を要求されるその他資料 ・ 上述の規定に写しの提出と明記されていない場合、資料の原本を提出

SMBC NEWS



<p>審査</p>	<p>◇ 審査日数を 10 営業日から 8 営業日に短縮</p>	<p>◇ 審査日数等を明確化</p>
<p>資金援助</p>	<p>◇ 資金援助の対象について、「新たに登記する投資性公司および管理性公司」から「地域本部」に表現を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域本部は関連規定に基づき、設立・運営および建物賃借に係る資金援助を得ることができる ・ 経営管理・資金管理・研究開発・仕入・販売・物流およびサポートサービス等の総合的運営機能を有し、且つ経済発展に突出した貢献をして、良好な効果と利益を得た場合、関連規定に基づき、報奨を得ることができる ・ 多国籍企業がアジア地区・アジア太平洋地区あるいは更に大きな区域の本部を設立して、関連条件に適合する場合、関連規定に基づき資金援助を得ることができる ・ 資金援助および報奨の具体的な実施弁法は、関連部門が別途制定 	<p>◇ 変更なし</p> <p>関連内容なし</p>
<p>その他</p>	<p>◇ 自由貿易試験区の制度刷新の成果等を取り入れ、新たな経済環境・監督管理環境において適用される関連政策を明確化</p> <p>◇ 旧規定における地域本部・本部型機構への各種奨励政策を整合</p> <p>◇ 「区級政府の支援」の条項を追加し、各地区の実情に合わせて地域本部の経済発展にふさわしいビジネス環境を完備することを奨励</p> <p>➢ 資金管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条件に適合する場合、匯発[2015]36号等の関連規定に基づき、經常項目集中受払およびネットィング・国内および国外外貨資金集中管理による集中両替・外債および対外貸付の限度額集中配分等を含む複数項目の多国籍企業外貨資金集中運用管理業務を実行できる ・ 投資性公司は財務公司を設立し、その中国国内の投資企業に集中財務管理サービスを提供できる ・ クロスボーダー人民元双方向プーリングおよび經常項目クロスボーダー人民元集中受払等のルートを通じて、グループの資金集中運用管理を行い、資金使用効率を向上できる ・ 非貿易項目対外支払フローの手續を合理化し、地域本部・本部型機構に対する納税指導およびサービスを強化し、地域本部・本部型機構の非貿易項目対外支払契約の備案・納税判定に優先ルートを提供する 	

SMBC NEWS



- ・自由貿易試験区内で設立する場合、自由貿易口座（FT口座）を開設し、両替可能原則に基づき、人民元・外貨クロスボーダー受払および国内人民元受払を実行できる

➤ 出入国手続の簡素化

- ・条件に適合する中国籍人員は、アジア太平洋経済協力（APEC）出張カードが申請できる。ビジネス上のニーズによる出国には便宜を図る
- ・複数回臨時入国する外国籍人員を必要とする場合、入国有効期限が1年を超えず、滞在期間が180日を超えない数次ビザの手続を申請できる
- ・上海市に長期居留する必要がある外国籍人員は、3～5年間有効な外国人居留許可の手続を申請できる
- ・法定代表者等の高級管理人員は、《外国人永久居留証》の発行申請で優先的に推薦を受けられる
- ・出入国検査検疫部門は、高級管理人員の健康証明手続に優先ルートを提供する

➤ 人材誘致

- ・誘致した外国籍人材の上海市における業務・関連証書の申請に便宜を図る
- ・国内の優秀な人材を誘致した場合、条件に該当すれば上海市戸籍を手続できる
- ・条件に該当する専門人材等は規定に基づき、《上海市居住証》（B証）の発行が申請でき、その配偶者・18歳未満あるいは高校在学中の子女は随員証を手続できる
- ・所在区は、地域本部が誘致した人材の子女入学・医療保障・住宅申請等の方面に便宜を図る

➤ 通関利便化

- ・税関・出入国検査検疫部門は、地域本部・本部型機構の通関効率の向上に注力し、その輸出入貨物に通関上の便宜を図る
- ・保税物流センター・ディストリビューションセンターを設立し、物流を整合する場合、税関・外貨・出入国検査検疫等の部門は、利便的な監督管理措置を講じる

➤ 区級政府の支援

- ・各区政府は、当地区の実際の状況を鑑み、地域本部・本部型機構の発展を支援する政策措置を制定し、地域本部の発展に有利なビジネス環境を構築することができる

以上

SMBC NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599